

国立大学図書館協会賞選考基準

平成5年6月23日
平成16年10月22日改正
国立大学図書館協会理事会

1. 授賞の対象は、受賞時に在職する個人又はグループとする。
2. 独創性、専門性、正確性、客観性等において優れた業績に重点を置き、単なる外国文献の翻訳、文献紹介、通常業務から得られた定常的成果等は原則として除外する。
3. 図書館業務の処理を専らとする職員が、本来業務又はその傍ら研鑽して得られた成果であることを考慮し、教育・研究活動を本務とする者と同レベルの学術性は求めないものとする。
4. 国立大学図書館協会賞の選考基準は、次のとおりとする。
 - 1) 図書館活動における功績
 - (1) 業務の処理等に関する改善において顕著な成果が認められ、かつ広く大学図書館の活動において先行的、独創的意義を有するもの。
 - (2) 図書館の利用に関して有効な手段となるツール (tool) の作成により、利用者に多大の便宜をもたらすとともに、その専門性、正確性、普遍性等において高い意義を有するもの。
 - (3) 図書館活動の特定分野において、改善又は前進をはかり、図書館と図書館員の役割について広く社会の認識を高めたもの。
 - (4) その他図書館活動において顕著な意義を有するもの。
 - 2) 図書館・情報学に関する研究業績
図書館・情報学に関する著作物において、独創性、専門性、正確性等において優れ、広く大学図書館関係者を啓発するもの。

附 記

この基準の改正は、総務委員会の議を経て、理事会で決定する。